



# 私立高等学校等の学費支援制度のお知らせ

この内容は平成 25 年度のもので、平成 26 年度以降は変更となる可能性がありますので、ご注意ください。

最大で、**年間 999,000円**  
の支援が受けられます！！

生活保護世帯又は市(町村)民税所得割額非課税世帯の場合  
所得や学校の授業料などの額により、実際の支援額は異なります。

就学支援金 一律分 年 118,800円(授業料)  
全員が対象(原則) 【国補助】



就学支援金 加算分 最大年 118,800円(授業料)  
所得制限があります 【国補助】



学費補助制度 最大年 182,400円(授業料)  
99,000円(入学金)  
所得制限と、居住・所在要件があります  
(県内在住かつ県内設置の私立高校等に在学) 【県補助】



奨学金制度 最大年 480,000円  
所得制限等があります(貸付制度:原則として返還が必要です)  
中学3年生の時に予約の申込みができます。



就学支援金加算分 及び  
学費補助制度の所得制限については、平成 25 年収入の  
**納税手続で申告した**  
19 歳未満の扶養親族数を  
確認する場合があります。

年末調整、確定申告など  
納税手続の際には、19 歳  
未満の扶養親族の申告を確  
実に行ってくださいますよ  
う、御注意ください。

の計 519,000円(返済不要)  
+ 480,000円(貸付金)  
= 999,000円



私立高校等に行きたいけど、  
学費が不安だなあ...

神奈川県が応援します！  
私立高校等への進学を、  
あきらめないで！

各支援制度の詳細は、リーフレットの中面をご覧ください。  
4 ページに、年収別支援額の目安があります。

〔平成25年度の各制度の概要〕 \*平成26年度以降は変更となる場合があります。

〔国補助〕 授業料補助 高等学校等就学支援金 (一律分・加算分)	〔県補助〕 授業料補助・入学金補助 私立高等学校等生徒学費補助金
<ul style="list-style-type: none"> <li>「一律分」：保護者の所得にかかわらず全員118,800円補助。</li> <li>「加算分」：保護者の所得に応じて59,400円又は118,800円を「一律分」に加算。</li> </ul> <p><b>(1)対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私立の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程・各種学校( )に在学していること。(ただし、高等学校等を卒業した方や在学した期間が通算して36月を超える場合は対象外) 「各種学校」：高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの</li> <li>「加算分」の対象者は、保護者の住民税の内、市町村民税所得割額が下記の「(3)補助額」の表の1～3の区分のいずれかに該当すること。</li> </ul> <p><b>(2)申込手続</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「一律分」：在学する学校へ4月に申請(学校が代行して申請する場合があります)。</li> <li>「加算分」：該当の場合、4月頃と6月頃に在学する学校に申請。 在学する学校から申請についての案内があります。</li> </ul>	<p>県内在住、かつ県内設置の私立高校等に在学の方に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の所得に応じて補助。(学校が保護者へ補助した場合に、県が学校に補助。)</li> </ul> <p><b>(1)対象者</b></p> <p>次の3つの要件を全て満たしている方です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生徒と保護者が共に県内に在住していること。</li> <li>神奈川県内設置の私立の高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学していること。 * 他都道府県認可の広域通信制高校及びその「技能連携校」や「サポート校」は対象外です。</li> <li>保護者の平成25年度の住民税の内、市町村民税所得割額が下記の「(3)補助額」の表の1～5の区分のいずれかに該当すること。</li> </ol> <p><b>(2)申込手続</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6月頃に在学する学校へ申請。 在学する学校から申請についての案内があります。</li> </ul>

**(3)補助額**

区分(所得基準は、各欄の「市町村民税 所得割額」)	年収目安	授業料 支援額合計	就学支援金 (一律分) 授業料年額分	就学支援金 (加算分) 授業料年額分	学費補助金 授業料年額分	学費補助金 入学金分
1 所得区分 (生活保護世帯)	-	420,000円	118,800円	118,800円	182,400円	99,000円
2 所得区分 (市町村民税 所得割非課税世帯)	250万円 程度未満	420,000円	118,800円	118,800円	182,400円	99,000円
3 所得区分 (H25年度市町村民税 所得割額が「ア + イ + ウ未満」世帯)	250～350万 円程度未満	300,000円	118,800円	59,400円	121,800円	99,000円
4 所得区分 (市町村民税 所得割額 130,560円未満世帯)	350～500万 円程度未満	240,000円	118,800円	対象外	121,200円	99,000円
5 所得区分 (市町村民税 所得割額 219,420円未満世帯)	500～750万 円程度未満	193,200円	118,800円	対象外	74,400円	99,000円
6 区分外 (市町村民税 所得割額 219,420円以上世帯)	750万円 程度以上	118,800円	118,800円	対象外	対象外	対象外

【所得区分 の例】 納税手続で申告した19歳未満扶養親族による。(平成26年度申請の場合、「16歳以上19歳未満」は平成7年1月2日～平成10年1月1日生まれ、「16歳未満」は平成10年1月2日以降生まれ。)

16歳未満 扶養親族数 / 16歳以上19歳未満 扶養親族数	扶養親族数			
	0人	1人	2人	3人
0人	18,900円未満	30,000円未満	41,100円未満	52,200円未満
1人	40,200円未満	51,300円未満	62,400円未満	73,500円未満
2人	61,500円未満	72,600円未満	83,700円未満	94,800円未満
3人	82,800円未満	93,900円未満	105,000円未満	116,100円未満

< 所得基準となる「市町村民税 所得割額」の確認書類 >

- ・「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」・「市町村民税・県民税納税通知書」(5～6月頃、勤務先または市町村から配付)
- ・「課税証明書」(お住まいの市区町村の住民税の窓口で発行)

表中の「年収目安」は、モデル世帯の額です。(4人家族、夫婦片働き、子ども2人、うち高校生1人。)

市町村民税所得割額は、生徒の父母の市町村民税所得割額を合計します。(父母が別居中等の場合も、合計します。)

表の金額にかかわらず、学校への納付額が補助の上限額です。

「加算分」：4月～6月分は前年度の市町村民税所得割額が基準、7月～翌年6月分は当年度の市町村民税所得割額が基準。

## 神奈川県高等学校奨学金

(問い合わせ： は教育委員会財務課 (045)210-8251 ~ は私学振興課 (045)210-3793)

## 貸付対象

住 所	県内に在住し、県内の高等学校等に在学する者又は保護者が県内に在住し、高等学校等に在学する者
在 籍 校	高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程

## 応募要件

収入要件	家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の合計所得から算出される認定所得が554万円（年収800万円程度）以下の者 世帯構成により変わりますので、詳しくは募集要領をご覧ください。
成績要件	1年生は、学校長が推薦する者 2年生以上は、前年度の評価平均値が3.0以上の者 なお、平成26年度までは、緊急経済対策として、2年生以上も学校長が推薦する者に緩和しています。
奨学金の貸付けは選考により決定しますので、応募要件を満たしていても、応募者が多数の場合は貸付けを受けられないことがあります。	

## 貸付内容

貸付額	国公立 年 216,000円又は 240,000円 月額 18,000円又は 20,000円 私立 年 360,000円又は 480,000円 月額 30,000円又は 40,000円
貸付期間	4月から翌年3月までの1年間
貸付方法	4月分から9月分を7月下旬に、10月分から12月分を10月下旬に、1月分から3月分を1月下旬に本人が指定した銀行口座に振り込みます。

## 返還方法

返還開始	卒業後6か月経過した後から
返還期間	貸付期間の4倍以内の期間
回数・返還月	年賦（12月）、半年賦（7月と12月）又は月賦から選びます。
返還猶予	進学した場合等に申請により返還猶予が可能です。
返還免除	一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。 詳しくは、募集要領をご覧ください。

## お申し込みは

募集要領等	募集要領、願書等は学校にありますので、担任の先生等にお申出ください。 また、申請手続きについては、各学校の担当者にお問い合わせください。
連帯保証人	連帯保証人が2人（要件あり）必要になります。
提出先	学校長の推薦が必要ですので、各学校を通じて手続きをしてください。
申込期限	定期採用の募集は4月に行いますので、各学校が定める期限までお申込みください。期限に遅れた場合は貸付時期が遅れることがありますので、必ず期限内にお申込みください。

家計が急変するなどして、奨学金の貸付けが必要になった場合は、随時に受け付けを行います。

## 予約採用(中学3年生の時に予約の申込みをすることができます)

募集要領等	詳しくは、10月頃に募集要領、申込書等を作成し中学校を通じてご案内しますので中学校の担任の先生等にお申出ください。
提出先	教育委員会財務課( (045)210-8251)へ直接提出してください。
進学後の手続	進学した高等学校等を通じて進学後の手続きをしてください。
貸付方法	4月分から6月分を5月下旬に、7月分から9月分を7月下旬に、10月分から12月分を10月下旬に、1月分から3月分を1月下旬に本人が指定した銀行口座に振り込みます。

**以下の「年収」は、おおよその目安です。**

実際の基準は次のとおりですので、詳細はP2・3をご覧ください。

就学支援金加算分 } 「市町村民税 所得割額」 基準額：P2下の表「(3)補助額」の「区分」に記載）  
 学費補助制度 }  
 奨学金制度：「認定所得額」(P3「応募要件」の「収入要件」に記載)

対象世帯区分	保護者の年収(4人世帯の場合)による区分				P2の下表の区分と対応します
	所得区分 /	所得区分	所得区分	所得区分	区分外
	年収 約250万円 未満 (生活保護世帯含む)	年収 約250万円 ~ 約350万円	年収 約350万円 ~ 約500万円	年収 約500万円 ~ 約750万円	年収 約750万円 以上
<b>支援額合計</b>	900,000円 (入学金) + 99,000円 計999,000円	780,000円 (入学金) + 99,000円 計879,000円	720,000円 (入学金) + 99,000円 計819,000円	673,200円 (入学金) + 99,000円 計772,200円	598,800円 または 118,800円
支援額内訳( 就学支援金 + 学費補助金 + 奨学金)<年額>、 は、学校への納付額によっては減額調整されます。					
補助学 支援金	〔 就学支援金(一律分) 〕 118,800円				
	+	+	+	+	
補助学 費補助金	〔 就学支援金(加算分) 〕 118,800円	〔 就学支援金(加算分) 〕 59,400円			
	+	+			
	〔 学費補助金 〕 授業料分 182,400円	〔 学費補助金 〕 授業料分 121,800円	〔 学費補助金 〕 授業料分 121,200円	〔 学費補助金 〕 授業料分 74,400円	
	+	+	+	+	
	〔 学費補助金 〕入学金分 99,000円				
	+	+	+	+	
貸付額 奨学金	〔 奨学金 〕 貸付制度(原則として返還が必要です) 480,000円(年収800万円程度以下)				

平成25年9月作成

**問い合わせ先**

高等学校等就学支援金  
私立高等学校等生徒学費補助金



神奈川県県民局次世代育成部私学振興課  
電話 (045) 210-3793(直通)

高等学校奨学金



神奈川県教育委員会教育局行政部財務課  
電話 (045) 210-8251(直通)